

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、翌日)

## 鳥取県告示第百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更是、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による黒坂（山崎）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称を変更する  
同上の区域（昭和五十八年五月九日現在の地番による。）

下黒坂字鳥居田

下黒坂字鳥居田の全域  
下黒坂字前新田二九五から二九七まで及びこれらと一体をなす国有地下黒坂字源右衛門田三〇〇と一体をなす国有地の一部

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正  
昭和五十八年四月鳥取県告示第三百八十六号中訂正  
昭和五十八年十二月鳥取県告示第千三十九号中訂正

## 正告

誤

## 告示

次

土地の区域の変更（三件）  
土地改良機関の指定の辞退  
保険医の登録の抹消

臨時種畜検査の実施

土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良区の合併の認可

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業の認可（二件）

土地改良法による換地処分（三件）

土地収用法による事業の認定

建築基準法による道路の位置の指定

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

下黒坂字前新田

下黒坂字前新田のうち二九五から二九七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二九四の二、二九四の三と一体をなす国有地以外の区域

下黒坂字川渕 門田	下黒坂字源右衛門田のうち三〇一の一、三〇三及び三〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
下黒坂字石屋田	下黒坂字石屋田のうち三〇七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
下黒坂字前新田	下黒坂字前新田二九四の二、二九四の三と一体をなす国有地
下黒坂字源右衛門田三〇一の一、三〇三	下黒坂字源右衛門田三〇一の一、三〇三
下黒坂字大倉神田三〇八、三〇九の一、三一〇の一、三一一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	下黒坂字大倉神田三〇八、三〇九の一、三一〇の一、三一一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
下黒坂字フタマタ尻三三一の二の一部、三三一の二、三三三の二の一部、三三三の四の一部、三三三の七の一部	下黒坂字フタマタ尻三三一の二の一部、三三一の二、三三三の二の一部、三三三の四の一部、三三三の七の一部
下黒坂字大倉神田のうち三〇八、三〇九の一、三一〇、三一一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	下黒坂字大倉神田のうち三〇八、三〇九の一、三一〇、三一一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字森ノ下タ	下黒坂字森ノ下タのうち三二六の二、三二七の二、三二八の二、三二九の一、三三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字フタマタ尻	下黒坂字フタマタ尻のうち三二六の二、三二七の二、三二八の二、三二九の一、三三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字大倉神田三〇八、三〇九の一、三一〇、三一一の一部、三三三の二の二までの一と一体をなす国有地	下黒坂字大倉神田三〇八、三〇九の一、三一〇、三一一の一部、三三三の二の二までの一と一体をなす国有地
下黒坂字森ノ下	下黒坂字森ノ下タのうち三二六の二、三二七の二、三二八の二、三二九の一、三三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字大倉神田	下黒坂字大倉神田のうち三〇八、三〇九の一、三一〇、三一一の一部及びこれらと一体をなす国有地
下黒坂字森ノ下モ石原	下黒坂字森ノ脇のうち三四二の一、三四三、三四四の一、三四五の二、三四六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字境川尻	下黒坂字下モ石原のうち三三七の一、三三九の一、三四〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字花ヶ崎	下黒坂字下モ石原三三四の一の一部及びこれと一体をなす国有地
黒坂字曲り測	黒坂字花ヶ崎九〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
	黒坂字曲り測九三の一、九三の四、九四の一及びこれらと一体をなす国有地
	黒坂字曲り測のうち九三の一、九三の二、九三の四、九四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

黒坂字下モ和田 河原	黒坂字下モ和田河原のうち二二六の一、二二六の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
黒坂字上和田河 原	黒坂字上和田河原のうち三二三の五の一部、三二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二三の一、三二三の二、三二三の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字下モ和田河 原	黒坂字下モ和田河原二二六の一、二二六の二及びこれらと一体をなす国有地
黒坂字山崎道下 タ	黒坂字山崎道下タの全域

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年五月一日現在の地番による。）
榎市字長畑	榎市字長畑のうち九七一の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
榎市字上ミ長畑九三三 エ	榎市字上ミ長畑九三三の一の一部、九三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二三の一、三二三の二、三二三の五と一体をなす国有地の一部
榎市字長畑ケ上エ九三八 エ	榎市字長畑ケ上エのうち九三八の一部、九三九の一部以外の区域
榎市字長畑九七一 エ	榎市字長畑九七一の一の一部及びこれと一体をなす国有地
榎市字上ミ長畑九三五 エ	榎市字上ミ長畑九三五の一の一部、九三六の一部及びこれらと一体をなす国有地
榎市字長畑ケ上エ九三八 エ	榎市字長畑ケ上エのうち九三八の一部、九三九の一部以外の区域
榎市字長畑	榎市字長畑のうち九三三の一の一部、九三五の一部、九三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
榎市字竹ノ谷	榎市字竹ノ谷のうち八八八の一部以外の区域
榎市字道ノ下タ	榎市字道ノ下タのうち五一の一の一部、五一の二の一部
榎市字道ノ下タ五 一	榎市字道ノ下タ五一の一の一部、五一の二の一部
榎市字道ノ下タ五 二	榎市字道ノ下タ五二の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
榎市字曾祢田	榎市字曾祢田の全域
榎市字首石	榎市字首石のうち九一五の一部及びこれと一体をなす国有

鳥取県告示第二百九十四号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎（榎市）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月九日

			地以外の区域
		榎市字上首石	榎市字上首石九一〇の一部、九一一から九一四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
		榎市字上首石九一五の一部及びこれと一体をなす国有地	榎市字上首石のうち九一〇の一部、九一一から九一四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
	本郷字落合新田	本郷字落合ノ上ミ一二三〇の一部、一二三〇の二の一部、一二三三の一部、一二三三の四、一二三三の五	本郷字落合新田のうち一二四三の三の一部以外の区域
本郷字落合ノ上エ	本郷字落合ノ上ミ一二五七の一部、一二五八の一部、一二六〇の一部及びこれと一体をなす国有地	本郷字落合ノ上エ一二三三の一部、一二三三の四、一二三三の五	本郷字落合ノ上エ一二三三の一部、一二三三の四、一二三三の五
エ	本郷字落合ノ上ミ一二五七の一部、一二五八、一二五九の一部	本郷字落合ノ上ミ一二四七の一部、一二四八の一部	本郷字落合ノ上ミ一二四七の一部、一二四八の一部
本郷字落合新田	本郷字落合のうち一二四七の一部、一二四八の一部以外の区域	本郷字落合ノ上ミ一二五七の一部、一二五八、一二五九の一部及びこれと一体をなす国有地	本郷字落合新田のうち一二四三の三の一部以外の区域
本郷字落合ノ上ミ	本郷字落合ノ上ミ一二五七の一部、一二五八、一二五九の一部及びこれと一体をなす国有地	本郷字落合ノ上ミ一二五七の一部、一二五八、一二五九の一部及びこれと一体をなす国有地	本郷字落合ノ上ミ一二五七の一部、一二五八、一二五九の一部及びこれと一体をなす国有地
本郷字落合新田	本郷字落合のうち一二四七の一部、一二四八の一部以外の区域	本郷字落合ノ上ミ一二五七の一部、一二五八、一二五九の一部及びこれと一体をなす国有地	本郷字落合新田のうち一二四三の三の一部以外の区域

## 鳥取県告示第百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎（本郷）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（昭和五十八年五月一日現在の地番による。）

本郷字落合ノ上

本郷字落合ノ上エのうち一二三〇の一部、一二三〇の二の一部、一二三三の一部、一二三三の四の一部、一二三三の五の四、一二三三の五以外の区域

本郷字落合新田 一二四三の三の一部

本郷字門前ノ上	本郷字増田	本郷字川除ノ上ミ一二六〇の一部、一二六一の一部及びこれと一体をなす国有地	本郷字川除ノ上ミ一二六〇の一部、一二六一の一部及びこれと一体をなす国有地
本郷字門前ノ上ミ	本郷字川除ノ上ミ一二六〇の一部、一二六一の一部及びこれと一体をなす国有地	本郷字門前ノ上ミ一二六二の四の一部、一二六三の二の一部、一二六四の二の一部、一二六五の二の一部、一二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六二の四、一二六六と一体をなす国有地の一部	本郷字門前ノ上ミ一二六二の四の一部、一二六三の二の一部、一二六四の二の一部、一二六五の二の一部、一二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六二の四、一二六六と一体をなす国有地の一部
本郷字門前ノ上ミ	本郷字增田	本郷字門前ノ上ミ一二六二の四の一部、一二六三の二の一部、一二六四の二の一部、一二六五の二の一部、一二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六二の四、一二六六と一体をなす国有地の一部	本郷字門前ノ上ミ一二六二の四の一部、一二六三の二の一部、一二六四の二の一部、一二六五の二の一部、一二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六二の四、一二六六と一体をなす国有地の一部
本郷字門前ノ上ミ	本郷字門前ノ上ミ一二六二の四の一部、一二六三の二の一部、一二六四の二の一部、一二六五の二の一部、一二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六二の四、一二六六と一体をなす国有地の一部	本郷字門前ノ上ミ一二六二の四の一部、一二六三の二の一部、一二六四の二の一部、一二六五の二の一部、一二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六二の四、一二六六と一体をなす国有地の一部	本郷字門前ノ上ミ一二六二の四の一部、一二六三の二の一部、一二六四の二の一部、一二六五の二の一部、一二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六二の四、一二六六と一体をなす国有地の一部

**鳥取県告示第百九十六号**

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
永見医院	境港市竹内町三一〇一	昭和五十九年三月一日

**鳥取県告示第百九十七号**

次のとおり保険医の登録を抹消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の抹消の年月日
永見 広	鳥医第五三一号	昭和五十九年三月一日

検査期日	検査場所	家畜の種類
昭和五十九年三月三 十日午前十時から	東伯郡赤崎町大字松谷六〇六 鳥取県種畜場	牛

**鳥取県告示第百九十八号**

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第百九十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、瑞穂地区土地改良区の定款の変更を昭和五十九年三月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、花見東郷土地改良区及び舎人土地改良区の合併を昭和五十九年三月七日認可したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 紹介する場所
- 五 昭和五十九年三月十日から二十日間
- 六 佐治村役場

一 合併により設立する土地改良区

東郷町土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

花見東郷土地改良区

舎人土地改良区

## 鳥取県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（飯盛山地区農地開発）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 郡家町から申請のあつた町営土地改良（山上地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百二号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（大坪地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

## 鳥取県公報

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月九日

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町から同町が行う土地改良事業に係る下榎（榎市）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町から同町が行う土地改良事業に係る下榎（本郷）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

一起業者の名称

米子市

## 二 事業の種類

米子市南公園墓地造成事業

## 三 起業地

1 収用の部分 米子市石井字西谷山、字奥野リ越山及び字ドフードフ地

内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

## 鳥取県告示第二百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十九年三月九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 米子市灘町三丁 和田昭二	道路の位置の指定場所 （メートル） 六一三、一三七一三及び一三八 延長 二四・九一
-------------------------------	--

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中 「鳥取西支店」  
「鳥取市元魚町二丁目」を 「鳥取西支店」  
「鳥取市元魚町二丁目」に改める。

正

誤

昭和五十八年四月鳥取県告示第三百八十六号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

三 下 終わりから五 二七一九の一〇 二七一九の九

誤

正

昭和五十八年十二月鳥取県告示第千三十九号（保安施設地区の指定予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

四 上 終わりから七 字奥田三一〇、三一一 字奥田三一一

## 鳥取県告示第二百九号

昭和五十九年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年三月十九日から施行する。

昭和五十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次